

令和5年度第3回静岡県公立大学法人評価委員会

日 時	令和6年3月26日（火）9時30分から10時30分まで
場 所	県庁別館8階第1会議室
出席者 職・氏名	<p><委員> 櫻井透（委員長）、伊東幸宏（委員長代理）、杉村美紀、牧田恵、山本真由美</p> <p><事務局> 村松スポーツ・文化観光部長、都築スポーツ・文化観光部部長代理、縣総合教育局長、本橋大学課長 他</p>
審議事項	<p>議題1 第3期中期目標期間終了時の検討（静岡県公立大学法人）</p> <p>議題2 第4期中期目標策定方針及び第4期中期計画認可方針（案）（静岡県公立大学法人）</p> <p>議題3 地方独立行政法人法改正に伴う対応（案）</p> <p>事務局が資料1～6に基づき説明し、その後質疑を行った。</p>

質疑・意見の概要

【議題1 第3期中期目標期間終了時の検討（静岡県公立大学法人）】

①内部質保証について

<伊東委員>

- ・学内の内部質保証と年度計画及び評価の廃止はセットであり、内部質保証ができていから、年度評価を省略するという考え方だと理解している。文中でもう少し内部質保証について強調すべき。

<本橋課長>

- ・年度計画及び評価の廃止は、単に事務軽減を目的に行うものではなく、内部質保証等により大学運営の透明性を高めた結果として実現できるということを、大学に対して文言で示す。

<櫻井委員長>

- ・PDCAを回せる自立したチェック体制を整えるということを、重点項目として強調するということによろしいか。

<伊東委員>

- ・よい。

②大学間連携について

<杉村委員>

- ・人口減少と少子高齢化が進行する中で、県内外の大学と連携し、人材や機器などのリソースを共有していくことについて、考えていくべき時期に来ている。
- ・大学同士が競争をしながら、一方で連携するという新たな課題に直面している。静岡県内の他大学でも学部学科等の新設があるほか、最近では、東海4県の国立大学8校が名古屋大学を中心に大きな連携の枠組みを設けており、そのような地域の大学の動きとどのように折り合いを付けていくかがポイントとなる。

<本橋課長>

- ・大学を取り巻く環境や大学に求められる立ち位置は、数年前からかなり変化している。大学同士は競争相手ではあるが、リソースの共有を考えなければ運営が難しくなっていく局面にある。
- ・県としても連携に向けて支援し、大学に連携の大切さを認識してもらえるよう示したい。

<櫻井委員長>

- ・教育、研究はもちろん、経営も含め、大学運営全般において、競争しながら連携を図り、合理的に運営していくということによろしいか。

<杉村委員>

- ・よい。

③人口減少局面における情報発信について

<山本委員>

- ・18歳人口が減少する中で選ばれる大学となるために、何が学べるかという特色が広く伝わるような情報発信を心がけていただきたい。

<牧田委員>

- ・「2030年までに大学を改革しなければ成功は難しい」と具体的に記載されているが、そのとおり。高校教育の現場では、少子化の現象が大学よりも少し早く、すでに表れている。
- ・こうした状況下では情報発信は非常に重要であり、特にスマートフォン等を通じた高校生への直接的な訴えは、1回や2回ですぐに動かされることはないが、それが恒常的に続いたときの効果は絶大である。
- ・今までの高校では国公立への進学者数が達成度を測る指標の1つとなっていたが、最近ではそれが薄れつつある。このような変化の局面において、効果的な広報について、ぜひ計画に盛り込んでいただきたい。

<本橋課長>

- ・18歳人口が減少している中で、ニーズのあるところに対して必要な情報を届ける重要性を認識し、大学に求めていきたい。

④入試ミスの発生について

<牧田委員>

- ・複数回の入試ミスがあったとのことだが、高校生はこうしたことに敏感に反応する面がある。色々な原因があるだろうが、これを最後にしていただきたい。

⑤第3期中期目標期間終了時の検討に対する意見のまとめについて

<櫻井委員長>

- ・静岡県立大学の中期計画の進捗状況は概ね良好であり、課題はありながらも良好に運営されていることから、今後とも組織の存続を図っていくことによろしいか。
- ・事務局は、委員からの意見を資料4「見直しの方向性」に反映してください。反映後の内容の確認については、伊東委員と私に御一任いただくことによろしいか。

<委員>

- ・異議なし

【議題2 第4期中期目標策定方針及び第4期中期計画認可方針(案)(静岡県公立大学法人)】

<委員>

- ・事務局案に異議なし

【議題3 地方独立行政法人法改正に伴う対応(案)】

①業務実績評価の判断基準(案)について(資料6別添2)

<杉村委員>

- ・困難指標のS評価の判断基準②について、「全国平均に比較して101%以上の達成度である場合」とある。他の全国平均を参照する箇所は110%となっているが、ここは101%で間違いないか。

<本橋課長>

- ・事務局案としては101%以上である。

<杉村委員>

- ・承知した。
- ・数値目標を設定した取組について、経年変化を捉える観点も重要。単年度で110%の成果が出ても、次年度で大きく落ち込むのでは意味がなく、コンスタントに成績を上げ続ける継続性・持続性を上手く説明・評価できるとよい。

<伊東委員>

- ・困難指標のS評価の判断基準②について、「上限100%である指標の達成度が100%であり、全国平均に比較して101%以上の達成度である場合」とあるが、ほぼ平均である101%では低い。
- ・標準指標のS評価の判断基準①②についても、110%では低い。

<本橋課長>

- ・具体的な数値については、事務局で再考させていただく。

<櫻井委員長>

- ・例えば上限100%の困難指標について、事務局案では全国平均の101%でS、110%でSSとなっているが、Sを105%や110%とするならば、SSの基準もそれに伴い引き上げる必要があるか。

<伊東委員>

- ・例えば、Sが105%ならばSSは110%のままでよいかもしれない。

<牧田委員>

- ・困難指標のS評価判断基準②の101%については、積極的に困難指標を立ててもらいたいという意図があるのだと思う。一方、困難指標の101%と標準指標の110%を比較した際に、困難指標は101%よりも105%の方が自然だと感じる。

<山本委員>

- ・困難指標のS評価判断基準②について、101%というのは低すぎるという印象を受けたため、御検討いただきたい。また、「全国平均に比較して」とあるが、「全国平均と比較して」とした方がよい。

②評価基準の基本的な考え方について

<櫻井委員長>

- ・地方独立行政法人法が改正され、評価制度を大胆に変えるよい機会だと思う。
- ・大学という教育の現場では、結果が全てであるという考え方だけで評価することは難しいが、大学ともよく話した上で、評価基準はある程度明確にすべきである。また、恐らく完璧な基準はなかなかできないため、運用しながら常にメンテナンスすることが重要である。

<伊東委員>

- ・数年前に、評価を4段階から5段階（SS～C）に変更した時の趣旨は、全てA評価ならば十分であるという考え方を基本として、それに付け加えて、特に大学が著しい成果を挙げた場合に、それを評価するためにSSやSを設定するということだったはず。SSやSの基準を低くするとそれが当たり前になってしまうため、避けた方がよい。

<伊東委員>

- ・事務局には、伊東委員から御発言のあった、5段階評価の趣旨を尊重し、評価基準を検討していただきたい。

③地方独立行政法人法改正に伴う対応（案）に対する意見のまとめについて

<櫻井委員長>

- ・法改正に伴う基本的な対応方法については御了解いただいたということによろしいか。
- ・評価基準の数値等の修正については、伊東委員と私に御一任いただくことによろしいか。

<委員>

- ・異議なし